

令和5年度
第7回観音寺市農業委員会定例会
議 事 録

令和5年10月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年10月20日（金） 午後時00分～午後10時00分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 16人

- 1番 合田 政光（会長）
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 11番 高橋 昌寿
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 18番 合田 朝子
- 19番 齋藤 律男（副会長）

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について＜農業委員会許可＞
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について＜香川県知事許可＞
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について＜香川県知事許可＞
- 議案第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について ＜香川県知事許可＞
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う
事業計画変更申請について ＜香川県知事許可＞
- 議案第6号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第7号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長（農政管理係長）	片桐 崇之
事務局主任（農地係長）	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後9時00分 開会)

事務局長 ただ今から令和5年度観音寺市農業委員会第7回定例会を開会いたします。本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半である18人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。

署名委員さんは7番 豊田 敏計 委員、並びに12番 久保 省治 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和5年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は11件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、居住地から申請地まで離れていることから農地の管理に苦慮しておりました。そこで、いどこである譲受人へ相談し、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は台帳上の農業経営面積はありませんが、作業受委託で営農しているとのことで、親族間の農地の譲渡であることも考慮し許可相当であると考えます。

2番の申請地の隣接地は加麻良神社の神饌田^{しんせんでん}として利用しております。

申請地は形状が隣接する神饌田と続きになっていることと、申請地単独では規模や形状から営農に適さないことから、地域で相談した結果、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

また、譲受人は加麻良神社の宮司であり、今後は神饌田として管理していく方針とのことです。

3番と4番の申請地は隣り合っており、同一の譲受人が購入する案件です。

申請地はこれまでも認定農業者である譲受人が耕作しておりましたが、譲受人としては所有権の取得を希望しておりました。譲渡人と交渉の結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

5番、6番、7番の案件の譲受人は同一です。

各案件の譲渡人は、高齢や市外在住であることから農地の管理に苦慮しておりました。そこで、農地の処分のため相談していたところ、譲受人と有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

8番の譲渡人は、相続により農地を取得したものの県外在住であることから農地の処分を考えておりました。そこで、譲受人と所有農地の全てを有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は認定農業者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

9番の案件は営農型太陽光発電設備設置に伴う地上権の設定であり、5条7番の案件に関連するものです。

本件は、許可日から3年間の地上権を設定するもので、3年後には改めて申請が必要となります。また、許可日は5条転用申請の許可日と同一日となります。

10番の申請地は残存小作地であり、小作人が所有権を取得するものです。

譲渡人は県外在住であること、譲受人はこれまでも営農してきたことから、相談の結果、有償の所有権移転をすること話がまとまったものです。

11番の申請地はこれまでも譲受人が営農しておりました。譲渡人としては、自身が市外在住であるため農地を手放したいと考え、貸借し営農をしている譲受人と相談。有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1番について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2番から4番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5番から7番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

篠原委員 別に問題ありません。

議長（会長） 8番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長（会長） 8番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 8番、9番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 別に問題ありません。

議長（会長） 10番について、石川 太郎 委員 欠席のため、私から説明します。

石川委員が現地を確認し、問題ないと聞いております。

議長（会長） 11番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年10月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は7件です。

1番の申請者は高橋 薫様です。

転用目的は宅地拡張です。申請場所は、村黒町字榎ノ内163番4で常磐小学校に隣接し、市道併せ地が接する第2種農地であり、転用面積は地目が田180㎡です。併せ地は宅地519.05㎡、合計で699.05㎡です。

利用計画ですが、建物床面積の合計が365.38㎡で土地利用率は52.27%です。

昭和50年頃から農地であるという認識無く、宅地拡張用地として利用していました。今後このようなことがないよう、始末書を付しての転用申請です。

2番の申請者は林 均様です。

転用目的は共同住宅です。申請場所は、植田町字田井1386番3で常磐小学校から南西約600mに位置し、市道に接する第2種農地であり、転用面積は地目が田313㎡です。併せ地は宅地276.57

m²、合計で 589.57 m²です。

利用計画ですが、共同住宅 1 棟 2 階建 177.23 m²、駐輪場 1 棟 5.77 m²、ボンベ庫 1.27 m²で合計 184.27 m²です。資金計画は、造成費 1400 万円、建築費 5500 万円で、合計 6900 万円を借入金で賄うものです。

高齢となり、収入を得るためアパート経営を考え、所有農地から適した場所を考えていました。申請地は周りを宅地に囲まれているため、農地として利用することが難しく、公共機関等にも近いため、今回の計画となりました。

3 番の申請者は宮武 秀明様です。

転用目的は農家住宅の拡張です。申請場所は、中田井町字平塚 522 番 2 で一ノ谷小学校から東約 700m に位置し、市道に接する第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 644 m²です。

利用計画ですが、建床面積合計 318.7 m²で土地利用率は 49.49%です。

昭和 47 年頃から農家住宅や農業用倉庫の建設を行ってきました。今後はこのようなことがないようにと始末書を付しての転用申請です。

4 番の申請者は柴田 恭子様です。

転用目的は農家住宅です。申請場所は、大野原町大野原字八兵屋敷 1012 番 2 で大野原小学校から南約 900m に位置し、市道から 50 メートル入った第 1 種農地であり、転用面積は地目が田 382 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 115.93 m²で土地利用率は 30.35%です。

資金計画は、造成費 300 万円、建築費 2500 万円で、合計 2800 万円を借入金で賄うものです。

母から農業経営を引き継ぐために、実家近隣で住宅を建てる場所を検討していました。第 1 種農地であるものの、近隣に宅地が複数件、隣接しており、転用の要件を満たすため申請地を転用する計画を立て、本申請に至りました。

5 番の申請者は石川 敬諭様です。6 番の（有）石川農園様です。また、議案第 3 号の 9 番も同一の案件です。

転用目的は貸作業所、貸倉庫、貸駐車場です。

申請場所は、大野原町大野原字屋敷 5203 番 2 外 1 筆で大野原小学校から南西約 1200m に位置し、市道に接する第 1 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地 493 m²です。併せ地は宅地 700.99 m²、合計で 1193.99 m²です。

利用計画ですが、車庫 1 棟平屋建 28 m²、作業所 1 棟平屋建 62 m²、作業所 2 棟平屋建 215.63 m²、倉庫 1 棟 265.50 m²です。

法人設立を平成 15 年に行い、H16 年頃から事務所の整備、従業員駐車場や休憩所、作業所の設置を行ってきました。農業用として利用する場合でも他の地目に転用するために許可が必要であることを知り、今後このようなことがないようにと始末書を付しての転用申請です。

6 番は 5 番の案件と同じ事業なので説明を省略します。

7 番の申請者は高橋 浩子様です。

転用目的は宅地拡張です。

申請場所は、大野原町中姫字上安井 1661 番 4 で大野原中学校から北東約 800m に位置し、市道に併せ地が接する第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 54 m²です。併せ地は宅地 670.97 m²、合計で 724.97 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 117.62 m²、住宅 1 棟 2 階建 65.97 m²、物置 1 棟 2 階建 34.92 m²、合計で 218.51 m²で土地利用率は 30.14%です。

車を置くスペースが不足したため、令和 4 年から駐車場用地として利用していました。今後はこのようなことの無いよう始末書を付しての転用申請です。

議案第 2 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思えます。1 番と 2 番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3 番について、高橋 啓二 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4 番について、石川 豊 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 3 号について説明させていただきますので、議案書の 10 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和 5 年 10 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 10 件です。

議案書 11 ページと位置図をご覧ください。

1 番の申請者は岸下 佳寿馬様です。

転用目的は非農家の自己住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、幸町字甲 3220 番 2 で観音寺第一高校から西約 300m に位置し、市道に接する第 3 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が雑種地 429 m²です。

利用計画ですが、建床合計 103.61 m²で土地利用率は 24.15%です。

資金計画は、土地代 650 万円、造成費 10 万円、建築費 2340 万円で、合計 3000 万円を借入金で賄うものです。

現在、妻と子二人とアパートで生活していますが、二人とも夜勤があるため、子育ての面で実家近くで家を探していたところ、以前から無断転用となっていた申請地を知り転用申請に至りました。譲渡人からは無断転用に関する始末書の提出がありました。

2 番の申請者は田井 元裕様です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、村黒町字下原 210 番 1 で常磐小学校から北東約 300m に位置し、市道に接する第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 371 m²です。

建物の建床面積合計が 104.96 m²で、土地利用率は 28.29%です。

資金計画は、造成費 200 万円、建築費 2800 万円で、合計 3000 万円を借入金で賄うものです。

現在、アパートに妻と子ども 1 人と住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になってきたので、親の所有地に自己住宅を建てようと計画し、転用申請に至りました。

3 番の申請者は高橋 迅矢 様 外 1 名です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、柞田町字上出甲 412 番 2 で柞田小学校から東約 1100m に位置し、市道に接する都市計画区域外第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が田 323 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 115.51 m²で土地利用率は 35.76%です。

資金計画は、造成費 300 万円、建築費 3362 万円で、合計 3662 万円を借入金で賄うものです。

現在、アパートに妻と子ども 2 人と住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になってきたので、親の所有地に自己住宅を建てようと計画し、転用申請に至りました。

4 番の申請者は田邊 悠人様です。

転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、池之尻町字石田 93 番 4 で常磐小学校から南東約 1300m に位置し、市道から 50 メートル入った第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 447 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 139.94 m²で土地利用率は 31.31%です。

資金計画は、土地代 100 万円、造成費 500 万円、建築費 3900 万円で、合計 4500 万円を借入金で賄うものです。現在借家で住んでいますが、将来家族が増えることも考え、父の農地に住宅を建て、実家の両親に子育てを手伝ってもらえるよう計画し、転用申請するものです。

5 番の申請者は株式会社 請川窯業 代表取締役 請川 和英様で、観音寺市木之郷町に主たる

事務所を置き平成 22 年設立、資本金 100 万円で、瓦の製造・販売を営む法人です。

転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

以前、株式会社 うけがわが転用した農地を承継し、管理するものです。

申請場所は、池之尻町字三谷 1187 番 1 で市立運動公園から西約 100m に位置し、県道に接する都市計画第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 448 m²です。

利用計画ですが、建売分譲住宅 3 棟 2 階建 184.11 m²です。

資金計画は、土地代 500 万円、建築費 2100 万円で、合計 2600 万円を自己資金で賄うものです。

妻が代表を務める株式会社うけがわが解散したため、請川窯業で業務を引き継ぐため、今回の申請に至りました。

6 番の申請者は株式会社 大創 代表取締役 藤井 勇作様で、木之郷町に主たる事務所を置き平成 24 年設立、資本金 500 万円で、一般建設業を営む法人です。

転用目的は資材置場・車両置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、栗井町字上本庄 2252 番 1 外 2 筆で栗井小学校から北西約 300m に位置し、市道に併せ地が接する第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 1709 m²です。併せ地は宅地 1488.45 m²、合計で 3197.45 m²です。

資金計画は、土地代 100 万円、造成費 300 万円、建築費 600 万円で、合計 1000 万円を自己資金で賄うものです。

転用に至った理由ですが、会社の業績が伸びており、資材を一時的に保管しておく場所が必要となっているため、新たな資材置き場を確保し建設発生土のリサイクル利用を進めたいと考えていたところ、相続したものの高齢で管理に苦慮していた相続人と話がまとまり転用申請に至りました。

7 番の申請者は合同会社 傘屋 代表社員 秋山 卓巳様で、観音寺市杵田町に主たる事務所を置き令和 4 年設立、資本金 300 万円で、太陽光発電所の設置及び売電に関する業務を営む法人です。

転用目的は営農型太陽光発電設備で、賃借権を設定し、3 年間の一時転用ようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原字高尾 180 番外 10 筆で旧萩原小学校から南西約 1500m に位置し、市道から 50 メートル入った農振農用地であり、転用面積は地目が田 4616 m²です。

利用計画ですが、営農型太陽光発電設備 1.51 m²、キュービクル基礎 6.25 m²、合計 7.76 m²です。

資金計画は、建築費 5500 万円を借入金で賄うものです。

転用に至った理由ですが、まとまった面積の農地を所有しており、営農型太陽光設備の設置を承諾してくれる耕作者を探していたところ、申請者と話がまとまり、一時転用申請に至りました。

隣接地農地からの同意も得ています。下部農地では、にんにくの栽培を検討しており、香川県農協の西讃営農センターで相談した結果、営農型太陽光発電設備がにんにくの収量に大きな影響を与えないと考えられるとの意見が付されています。

8 番の申請者は原 俊三、舞 様です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字林屋敷 4256 番 1 で大野原小学校から西約 500m に位置し、市道に接する第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 434 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 123.38 m²で土地利用率は 28.43%です。

資金計画は、造成費 300 万円、建築費 3500 万円で、合計 3800 万円を借入金で賄うものです。

現在、アパートに妻と子ども 1 人と住んでおり、子どもの成長に伴い手狭になってきたので、親の所有地に自己住宅を建てようと計画し、転用申請に至りました。

9 番の案件は議案第 2 号の 5 番、6 番の案件と同じ計画になりますので、説明を省略します。

10 番の申請者は高橋 周平様です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、大野原町中姫字上安井 1661 番 2 で大野原中学校から北東約 800m に位置し、市道に接する第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 445 m²です。併せ地は宅地 50.4 m²、合計で 495.4 m²です。利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 115.07 m²で土地利用率は 23.23%です。

資金計画は、造成費 200 万円、建築費 3600 万円で、合計 3800 万円を借入金で賄うものです。

現在、アパートに妻と住んでおり、子どもが生まれる予定のため、親に子育てを手伝ってもらうことを考え、実家に隣接する母の所有地に自己住宅を建てようと計画し、転用申請に至りました。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたい
 と思います。

議長（会長） 1 番について、私から補足説明します。別に問題ありません。

高橋委員 2 番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

議長（会長） 別に問題ありません。

富田委員 3 番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

議長（会長） 別に問題ありません。

篠原委員 4 番と 5 番について、篠原 元良 委員 補足説明をお願いします。

議長（会長） 別に問題ありません。

山岡委員 6 番について、山岡 都男 委員 補足説明をお願いします。

議長（会長） 別に問題ありません。

齋藤委員 7 番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

議長（会長） 別に問題ありません。

久保委員 8 番と 9 番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

議長（会長） 別に問題ありません。

高橋委員 10 番について、高橋 昌寿 委員 補足説明をお願いします。

議長（会長） 別に問題ありません。

全委員 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。
 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
 について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 4 号「農地転用許可後の事業計画の変更について」を議題といたします。それでは事
 務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 4 号について説明させていただきますので、
 議案書の 15 ページをご覧ください。

議案第 4 号 別紙記載の農地転用許可後の事業計画の変更については、香川県農地関係事務処理
 要領の第 3 の 1 （3）①の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和 5 年 10 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 1 件です。議案書 16 ページをご覧ください。

株式会社 セレクト 代表取締役 楠本 和幸 様からの申請で、変更の内容は、転用目的の変
 更です。

当初は、建売分譲地として、売買を予定しておりましたが、近隣の住宅から、駐車場がないため、
 駐車場用地として譲ってほしいと依頼がありました。希望者の土地の利用率を計算したところ、利
 用率は 29%であり、許可の要件を満たしております。そのため、今回変更申請を行うものです。

議案第 4 号については以上であります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 4 号「農地転用許可後の事業計画の変更について」
 は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を
 議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 5 号について説明させていただきますので、
 議案書の 17 ページをご覧ください。

議案第 5 号 別紙記載の農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請につ
 いては、香川県農地関係事務処理要領の第 3 の 2 （3）の各号に該当しないので、許可の意見書を
 付して知事に進達する。

令和 5 年 10 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 1 件です。議案書 18 ページをご覧ください。

家族が経営する法人が解散するため、所有している分譲地を引き継ぐための申請です。関係する
 案件は議案第 3 号の案件 5 番であります。

議案第 5 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 6 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。

議案第 6 号について説明いたします。議案書の 19 ページをご覧ください。

議案第 6 号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、原案のとおり決定します。

令和 5 年 10 月 20 日 農業委員会 会長からの提出です。

次の 20 ページをご覧ください。

議案第 6 号別紙 農用地利用集積計画（所有権移転）令和 5 年 10 月 31 日公告（案）ですが、こちらは、農地機構を通した農地の売買を記載したものです。

8 月の定例会にてお示ししました所有権移転の続きになりますが、その際の譲受人である機構が今回譲渡人となり、最終の譲受人へ所有権移転がなされる内容となっております。それぞれの地目、面積につきましてはお示ししている通りとなっております。

次に 21 ページをご覧ください。

こちらは、通常の利用権設定による農用地利用集積計画総括表になります。これは、10 月 5 日までに提出された個人間による利用権設定の総括表で、令和 5 年 10 月 31 日公告（案）になります。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	0	m ²
高室地区	5,940	m ²
常磐地区	4,388	m ²
柞田地区	1,943	m ²
木之郷地区	0	m ²
豊田地区	18,143	m ²
栗井地区	7,670	m ²
一ノ谷地区	11,818	m ²
大野原地区	17,849	m ²
豊浜地区	2,012	m ²

です。

合計、現況地目で田 73 筆、畑 1 筆、合計面積 69,763 m²において賃借権などの設定が提出されました。

農地の貸付人、借受人等につきましては、22 ページから 37 ページに記載しております。

今月は 30 件の申出があり、賃貸借が 17 筆、使用貸借が 57 筆ありました。

一部、31 ページの申請番号 106-211 及び 32 ページの 106-212 の利用権の設定において、期間借地の設定がされております。11 月～5 月は麦を農業組合法人一ノ谷生産組合が、6 月～10 月は稲を農家の方がすることとなっております。

それでは、次に議案書の 38 ページをご覧ください。

農地中間管理権設定による農用地利用集積計画総括表になります。令和5年10月31日公告（案）ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものになります。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	6,651	m ²
高室地区	0	m ²
常磐地区	0	m ²
柞田地区	8,918	m ²
木之郷地区	931	m ²
豊田地区	3,545	m ²
栗井地区	15,482	m ²
一ノ谷地区	0	m ²
大野原地区	56,229	m ²
豊浜地区	14,671	m ²

です。

合計、現況地目で田 57 筆、畑 27 筆、合計面積 106,427 m²の賃借権などの設定が提出されました。農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、39 ページから 51 ページに記載しております。

今月は 26 件の申出があり、賃貸借が 32 筆、使用貸借が 52 筆ありました。

一部、39 ページ以降の申請番号 106-126、131、146、147、148、149、合計 6 件の使用貸借の設定において、期間借地の設定がされており、全て 11 月～5 月の期間で法人や農家において野菜をすることとなっており、この期間以外は所有者の方が耕作する予定となっております。これら以外は通常の貸借となっております。

貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和4年11月1日付で設定される予定の貸借となります。

議案第 6 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 6 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 6 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

引き続きまして、議案第 7 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。

議案第 7 号について説明いたします。議案書の 52 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理機構の作成する「農用地利用集積等促進計画（案）」について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、観音寺市農業委員会の意見を聴取する。

令和5年10月20日 農業委員会 会長からの提出です。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に集積と配分が一括方式という部分は地域計画策定までは従前通りであり、また、機構の行う賃借権の設定についても、農用地利用集積等促進計画（案）を県知事が審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

議案書の 53 ページをご覧ください。

今回は、農地利用権の移転等に伴う案件 13 件です。

所有者の意向により、機構専門員と相談し、農地の借受人を探したり、借受人の解約や農地の拡大意向等により、機構専門員を通じて権利移転が成立したりしたのになります。

詳しい権利の移転については 53 ページから 54 ページに記載しております。

権利の移転にかかる契約期間の終期は同じで、始期だけが今回新たに借受人になった方に移転した日で更新されております。

議案第 7 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 7 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 7 号「農地中間管理事業農用地利用集積等促進計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。

ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。

事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和 5 年度第 7 回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後 14 時 30 分閉会>